

1. 合併特例債発行予定額の変更に関する基本的な考え方

① 現在の活用方針

- ・現在の新市建設計画では、緊縮型の財政運営を行うことを基本とし、合併特例債はH26年度までの10年間に、発行上限額の1/2にあたる207億円を活用する方針である。
- ・「合併特例債ありき」で新たな施設整備を数多く実施することは、合併の目的の一つである行財政基盤の強化に反するという考え方から、合併協議において決定された。

② 本市の現状

- ・これまで、新市建設計画に沿って、「学校施設の耐震改修」や「旧市町村間を結ぶための道路整備」など、既存施設の更新事業を中心に、合併特例債を活用してきた。
- ・H24年度末の発行(見込)額は152億円、H26年度までに207億円を活用見込みである。

③ 東日本大震災に伴う制度改正と本市への影響

- ・H24. 6に、国において、東日本大震災による影響等を考慮し、被災していない市町村においても合併特例債の発行期間を最大でH32年度まで延長できるよう、制度改正がなされた。
- ・東日本大震災以降、子どもの学習、生活の場であり、地域の避難施設としての機能を担う小中学校施設の耐震改修等について、国等から早期実施の要請がなされている。
- ・加えて、これまで合併特例債を活用して実施してきた事業が今後も残っており、引き続き、計画的に実施していく必要がある。

④ 今後の活用方針

- ・実施せざるを得ない事業は、通常の地方債よりも、合併特例債を活用したほうが、後年度の負担(交付税算入率が高い)、使い勝手(市単独事業にも活用可能)の面で有利である。
- ・このため、合併特例債の発行期間をH32年度までの16年間に延長するとともに、発行予定額を発行上限額にあたる約414億円以内に拡大したいと考えている。